

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	能代市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.noshiro.akita.jp/c.html?seq=12594

執行機関名 能代市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	能代市福祉医療費支給要綱(平成18年3月21日告示第24号)に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 能代市福祉医療費支給要綱(平成18年3月21日告示第24号)に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	能代市福祉医療費支給要綱(平成18年3月21日告示第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この告示は、 <u>乳幼児及び小中学生</u> 、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の <u>健康の保持と生活の安定</u> を図るために実施する福祉医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		能代市福祉医療費支給要綱(平成18年3月21日告示第24号) 能代市福祉医療費支給事務取扱要綱(平成18年3月21日告示第25号)